

自主的避難等対象区域（いわき市）で飲食業を営んでいたが、原発事故に伴う顧客減少等により廃業した申立人について、廃業についての原発事故の寄与度を5割とし、廃業損害（逸失利益6年分の50%に相当する額であり、廃業に伴う財物損害を含む。）等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害

ア	逸失利益	金77万1657円
イ	追加的費用（避難先と店舗との往復交通費）	金6万6150円
ウ	廃業に伴う損害（廃業に伴う財物損害を含む）	金251万6733円

（2）期間

ア及びイ 平成23年3月11日 ～ 平成23年5月31日
ウ 平成23年5月31日

2 既払金の確認

申立人と被申立人は、被申立人が申立人に対し、両当事者間の平成23年12月19日付け合意書に基づき、第1項（1）ア及びイの損害の賠償金として、金83万7807円を別途支払済みであることを確認する。

3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、第1項記載の金額から第2項の既払金を控除した残額である金251万6733円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月24日

（仲介委員 古田啓昌）